

大阪府条例第八十五号

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例

地域の自主性及び自立性が求められる地方分権の理念にのっとり、大阪自らが主体的に地方自治の在り方を考え、大阪にふさわしい大都市制度を創り上げていくことが、新しい時代を切りひらくためには不可欠である。

そのためには、大阪から国に対して具体的な提案を行い、国における大都市制度に関する議論を促進することで、新たな大都市制度の構築に必要な法制の整備等につなげていかなければならない。

府及び大阪市が、大都市制度に関する検討の主体である協議会を設け、住民を代表する機関である議会及び長がともに参画し、国の動向も踏まえ、具体的な提案等を行い、もって大阪にふさわしい大都市制度を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、協議会の設置、基本計画の策定等に関し必要な事項を定め、大阪市と共同で地域の実情に応じた新たな大都市制度（大都市地域における基礎的な地方公共団体（以下「基礎自治体」という。）とその団体を包括する広域の地方公共団体（以下「広域自治体」という。）に関する制度をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(知事及び府議会の責務)

第二条 知事及び府議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度の実現に向けて積極的に取り組まなければならない。

(協議会の設置)

第三条 府は、新たな大都市制度に関する協議を行い、第九条第一項に規定する基本計画を策定するため、大阪市と協議の上、共同で大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第四条 協議会は、委員二十人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 知事
- 二 大阪市長
- 三 府議会の議長及び府議会が推薦した府議会議員 九人
- 四 大阪市の議会の議長及び大阪市の議会が推薦した大阪市の議会の議員 九人

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから委員が協議により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事の運営を行う。

2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

5 協議会は必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会の会議は、公開とする。

(協議会の規約)

第七条 知事は、協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めた規約(以下「協議会規約」という。)を大阪市長と協議して定める。

2 協議会規約には、次に掲げる事項につき規定を設けるものとする。

一 協議会を設ける地方公共団体

二 協議会の会議の運営に関する事項

三 協議会の経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、協議会に関し必要な事項

(協議事項)

第八条 協議会は、次条第一項に規定する基本計画の策定、同条第五項に規定する提案その他第一条の目的を達成するために必要な事項について、協議を行う。

(基本計画の策定等)

第九条 協議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、協議会が前項の規定により基本計画を策定したときは、府議会の同意を求めるものとする。

3 協議会は、府議会及び大阪市の議会が基本計画について同意をした場合には、速やかにそれを府民に周知するとともに、国に提示するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

5 協議会は、基本計画に係る協議において、国における大都市制度に関する取組の状況を踏まえ必要と認めるときは、国に対して大都市制度に関する提案(以下「提案」という。)をすることができ。

6 知事は、協議会が国に対して提案をしようとするときは、府議会の同意を求めるとする。

7 協議会は、府議会及び大阪市の議会が提案について同意をした場合には、国に対して提案をするほか、速やかにその内容を府民に周知するものとする。

(基本計画の内容)

第十条 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大都市制度に関する基本的な方針に関すること。

二 広域自治体の在り方に関すること。

三 基礎自治体の在り方に関すること。

四 議会の在り方に関すること。

- 五 新たな大都市制度についての手続に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、大都市制度に関すること。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(協議会の在り方の検討)

2 府は、協議会の設置後、協議会が大都市制度について協議を行うものであることを旨とする観点から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市である堺市に協議会への参加を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例の廃止)

3 大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例（平成二十三年大阪府条例第八十二号）は、廃止する。